

街路樹灌水作業委託（大宮通（十条通～久世橋通）） 仕様書

件名： 街路樹灌水作業委託（大宮通（十条通～久世橋通））

履行期間： 契約日の翌日から令和8年10月30日まで

履行場所： 大宮通（十条通～久世橋通）

1 業務の目的

本業務は、大宮通（十条通～久世橋通）に植樹されている街路樹（ハナミズキ）を良好に生育させていくため、灌水作業を行うものである。

2 業務内容等

(1) 実施場所等

- ・ 実施場所 大宮通（十条通～久世橋通）
- ・ 作業対象 ハナミズキ 63本
- ・ 灌水回数 20回

(2) 作業方法等

- ① 酷暑期間（5月中旬から10月上旬辺りまで）において、植樹樹（2号樹相当）に植樹されている街路樹（ハナミズキ）に規定回数の灌水を実施すること。
- ② 灌水作業は、最高気温が30度以上となる期間実施することとし、その頻度は30度以上の日が7日以上続く期間については、週に2回、それ以外の期間は週に1回実施するものとする。
- ③ 天候（降雨、気温等）及び街路樹の状態に鑑みて、街路樹が効率よく吸水可能な時間帯（朝又は夕方）に実施すること。
- ④ 植樹樹1箇所当たりの灌水量は、30Lとする（参考値）。
- ⑤ 枯死が危ぶまれるような状態となった街路樹を確認した場合は、発注者にその旨を速やかに報告すること。
- ⑥ 作業の実施日及び作業方法については、事前に発注者の確認を得ること。

3 留意事項等

(1) 進行管理

- ① 受注者は発注者との連絡を密にし、業務の進捗を図ること。また、発注者の指示に従い作業を行うこと。
- ② 灌水に必要な水、機材等は、受注者が準備すること。
- ③ 受注者は、公序良俗に反することがないように十分な注意をもって業務を実施すること。
- ④ 受注者は、発注者の求めに応じ、業務の進捗状況を報告すること。
- ⑤ 軽微な業務の変更を行う場合は、発注者と協議のうえ対応すること。
- ⑥ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記がなく、本業務遂行に必要な事項が生じた場合は、発注者と協議のうえ対応すること。

(2) 安全管理

- ① 作業に当たっては、歩行者等の安全確保のため、必要な措置（誘導員の配置、作業実施中であることを示す看板や安全に配慮したバリケードの設置等）を講じるとともに、常に各施設の利用、通行、近隣住民の日常生活の妨げにならないよう配慮しながら作業を行うこと。
- ② 作業前に交通管理者（所轄警察署長）による「道路使用許可」の申請を行い、許可を得たうえで作業を行うこと。
- ③ 作業中に歩行者等とのトラブルがないよう十分注意して作業すること。万が一、トラブルがあった場合には対処すること。
- ④ 作業中は道路施設やその他施設を損傷しないよう注意すること。万が一、損傷した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示のもと処理すること。
なお、受注者の故意又は過失により生じた損害は、全て受注者の処理及び負担とする。
- ⑤ 受注者は、労働安全衛生規則等の関係法令を熟知し、業務における労働災害防止に努めること。

(3) その他諸注意

- ① 発生材等の処分は即日に行い、現場に仮置きしてはならない。
- ② その他、作業中、街路樹等に何らかの異変を確認した場合（例えば、枯死しているものを見つけた場合や、植樹に深刻な病虫害が発生していることを確認した場合など）は、速やかに発注者に報告すること。

4 提出書類等

受注者は、作業完了後、以下の書類を提出すること。

- (1) 作業写真 1部
(※ 作業中の写真（実施していることを確認できる写真（毎回1枚以上））)
- (2) 作業日報
- (3) 業務完了報告書
- (4) 請求書
- (5) その他発注者から指示があったもの 一式

5 支払条件

業務完了後、履行場所において、適切に業務が履行されていることが確認され、必要書類等が提出されたのち、本業務に係る経費を支払う。

大宮通（十条通～久世橋通）：63本 箇所図

